

道路交通法の改正に伴う 「自転車の制動装置の検査と応急措置命令」について

【自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の要旨】

【道路交通法第63条の10】(自転車の検査等)

自転車の制動装置に係る検査(第1項関係)

警察官は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置(ブレーキ)を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車が運転されているときは、その自転車を停止させて検査することができます。



・ブレーキがない
・ブレーキが壊れている
などの自転車

内閣府令で定める基準に適合する制動装置とは、

- ・前車輪及び後車輪を制動すること。
- ・乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10km/hのとき、制動装置を開始した場所から3m以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

となっています。(道路交通法施行細則第9条の3)

自転車の応急措置命令(第2項関係)

その場合、警察官は自転車の運転者に対して、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急措置を命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車は、その自転車の運転を継続してはならない旨を命じることができます。

必要な応急措置とは、
その場でブレーキの取付けや
ブレーキの調整など修理させる
ことを言います。
当然、その場で直せなければ、
運転の継続はできません。



罰則【道路交通法第120条】(5万円以下の罰金)

- ・自転車の制動装置に係る検査に関して、警察官の停止に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げた者(第1項違反)
- ・自転車の応急措置命令に対して、警察官の命令に従わなかった者(第2項違反)